

# 金融検査に関する基本指針

金 検 第 3 6 9 号  
平成 17 年 7 月 1 日  
(平成 27 年 7 月 1 日  
金 検 第 7 9 8 号 一 部 改 正)

各 財 務 ( 支 ) 局 長  
沖 縄 総 合 事 務 局 長  
検 査 監 理 官  
統 括 検 査 官  
特 別 検 査 官  
専 門 検 査 官  
金 融 証 券 検 査 官

} 殿

金融庁検査局長 西原 政雄

### 金融検査に関する基本指針について

今般、銀行法、保険業法等に基づき実施する検査及びこれに付随する事務（以下「検査等」という。）に関し、その運用の基本的考え方及び実施手続等を下記のとおり定めたので、下記に即し、的確かつ効果的な検査等の実施に努められたい。

なお、検査等に関連して発出される通達等の解釈及び運用に当たっては、本基本指針を基に行う。

記

I 検査等の実施に当たっての基本的考え方

1 金融庁及び財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）における検査部局の使命は、銀行法等が求める金融機関の業務の健全性及び適切性の確保のため、立入検査の手法を活用しつつ、各金融機関の経営管理態勢、金融円滑化管理態勢、各種リスク管理態勢等を検証し、その問題点を指摘するとともに、金融機関の認識を確認することである。検査部局におけるこうした事実関係の的確な把握等を前提に、監督部局において行政上の措置が行われることとなる。

2 この使命を効果的に果たすために、我々には以下の対応が求められる。

（1）我々は、金融の現場において、新たな実態を早期かつ的確に把握しなければならない。金融システムを脅かすリスクは、将来に向けた不確実性であり、次々とその顔を変えていく。検査等は、金融機関や金融システムの未来を見据えつつ、金融機関の持つ潜在的なリスクの的確な把握に努めなければならない。

（2）我々は、金融機関に代わり、その経営を決定する者ではない。その傍らで、金融機関のリスクをみつめ、その問題点について、金融機関等に対して有効な形で警告を発することが我々の役割である。その作業は、事実を的確に把握し、客観的に問題点を示したうえで金融機関の主張を十分に聴取し、その理解や認識を確認するプロセス（以下「双方向の議論」という。）を経たものである必要がある。

（3）我々の役割は、金融機関のリスクを最小限度にしてしまうことではない。検査等に求められるのは、各金融機関の経営環境、経営実態等に応じた適切なリスク管理態勢が整備されているかについて、メリハリのある検証を行うことである。

（4）オンサイトの検証は、金融機関に大きな負担等をもたらすおそれがある。もとより、立入検査は、法令に定められた正当な権限の行使で

あるが、それは、現場において確認すべき必要性が高い事項に焦点を絞り、行う必要がある。金融当局は、オンサイトとオフサイトの効果的な活用・連携に配慮し、効率的な検証方法の選択に努めなければならない。

3 こうした要請に対応するため、検査等は、以下の基本原則に即して実施される必要がある。

(1) 利用者視点の原則

国民から負託された権限の行使である検査等は、あくまで、預金者等一般の利用者の保護、金融システムの安定及び国民経済の健全な発展のために、各金融機関の経営実態を検証するものであり、直接に、金融機関の経営者、株主等の利益を図る目的でこれを行うものではない。

検査等の実施に当たっては、預金者等一般の利用者及び国民経済の立場に立ち、その利益が保護されることを第一の目的とし、各金融機関の経営実態を検証しなければならない。

(2) 補強性の原則

検査等は、自己責任原則に基づく金融機関自身の内部管理及び会計監査人等による厳正な外部監査を前提としつつ、「市場による規律」などを補強するものである。適切な内部管理ができているかどうかの説明責任はあくまで金融機関自身にあり、検査部局は、これを検証する立場にある。

他方、検査等の実施に当たっては、それが、金融機関の内部管理態勢や監査機能の強化につながり、金融機関自身の経営改善に向けた取組みを促進するよう配慮しなければならない。この観点から、検査等では、検査部局と金融機関との間における「双方向の議論」を重視する。

(3) 効率性の原則

当局の限られた資源を有効に活用する観点から、検査等は、金融機関の監査機能の活用や検査・監督における関係部署と十分な連携を行

いつつ、効率的に実施される必要がある。

検査等の実施に当たっては、内部監査、監査役、会計監査人等の監査機能の有効性を的確に評価し、可能な限りその活用に努めなければならない。

また、検査等は、監督部局におけるオフサイト・モニタリング等と有機的に連携し、各金融機関の経営実態に応じて、検査頻度、検査範囲等にメリハリをつけつつ、重点的・機動的に実施されなければならない。

さらに、検査等の実施に当たっては、検査で把握した問題点が各金融機関の経営全般にどのような形でどの程度の影響を与えるおそれがあるかという重要性の観点を配慮しつつ、メリハリを持った的確な指摘に努める必要がある。

#### (4) 実効性の原則

検査等は、金融機関における業務の健全性及び適切性の確保につながるよう実施される必要がある。

検査等の実施に当たっては、金融機関が抱える様々なリスクを的確に把握しなければならない。

また、検査等における指摘が、金融機関の適時・適切な経営改善につながるよう、検査部局は、監督上の措置をとる監督部局との緊密な連携を図ることとする。

#### (5) プロセス・チェックの原則

検査等の実施に当たっては、原則として、各金融機関の経営管理態勢、金融円滑化管理態勢、各種リスク管理態勢に関して、そのプロセス・チェックに重点を置いた検証を行わなければならない。

例えば、金融機関の自己査定の検証において、全ての資産や取引を検証することは可能ではなく、一時点でのそうした検証により、短期間で大きく変動する金融リスクについて、将来にわたるその管理の適切性が確保されるとは限らない。

検査等の実施に当たっては、個別事案の取扱いの適切性のみならず、それを管理する金融機関の態勢にまで視野を広げた運用が重要である。

なお、金融機関の経営の健全性、リスク管理態勢等に重大な懸念が

|  |
|--|
| I 検査等の実施に当たっての基本的考え方<br>検査官の心得（検査官の行動規範） |
|--|

ある場合には、プロセス・チェックの観点からも深度ある個別取引の検証が重要であることに留意する必要がある。

4 こうした検査等の使命を、変動する金融実態や課題等に対応しつつ、的確に遂行し続けることは容易な業務ではない。

このため、金融庁及び財務局の検査部局は、一体となって、最新の金融取引・金融機関の経営に関する情報把握体制の整備を図り、重要な任務を担う検査官の採用・育成やそのサポート体制の整備に取り組み、常に「進化する検査」の実施に取り組み続けなければならない。

他方で、各検査官は、本基本指針中のⅡに定める「検査等の実施手続等」の遵守に努め、以下に定めるような高い自己規律が求められることを自覚し、適切な検査を実施する必要がある。

検査官の心得（検査官の行動規範）.

（1）国民に対する使命

検査は、国民のために、国民から負託された権限に基づき行うものであることを自覚し、誇りと使命感を持って、公正・公平な検査の実施に努めなければならない。

（2）デュー・プロセス

検査が私企業に対する立入権限の行使であることを自覚し、検査の実施に当たっては、適正な手続を確保するとともに、効率的・効果的な検証の実施に努め、法律の目的に照らして必ずしも必要のない点にまで調査に及んでいないかを、不断に問い直さなければならない。

（3）信頼の醸成

検査は信用と信頼が命であることを自覚し、綱紀・品位及び秘密の保持を徹底しなければならない。また、穏健冷静な態度で相手方と双方向の議論に努めなければならない。

（4）自己研鑽

検査官は、金融に関する諸規制、検査マニュアル等を正しく理解し、金融に関する知識や検査実務の習得に努めるとともに、検査が金融という経済インフラを取り扱うことを自覚し、広く社会・経済を見る目を養わなければならない。

(5) チームワークの精神

検査の質は、各検査官・バックオフィス職員の連携が決することを自覚し、「フォア・ザ・チーム（チームのために）」の精神で臨まなければならない。

Ⅱ 検査等の実施手続等

本基本指針においては、以下に、検査等の実施に際して、その基本となる標準的な実施手続等を示す。

立入検査は、法令に定められた正当な権限の行使であるが、金融機関に大きな負担等をもたらすおそれがあり、被検査金融機関の理解と協力があってはじめて実施できるものである。

本基本指針においては、検査官及び被検査金融機関双方に、検査における被検査金融機関の受検義務の範囲や検査の実実施手続等に関する判断の目安を示すことにより、円滑かつ効果的な検査等の実施に向けた、双方の理解を深めることをねらいとしている。

なお、本基本指針で定める実施手続等の運用に当たっては、以下の点に留意する必要がある。

- (1) 本基本指針の目的は、預金者等一般の利用者及び国民経済の立場に立ち、的確かつ効果的な検査等の実施に資することである。したがって、この目的に反するような、実施手続等の機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。
- (2) 他方、以下の規定外の取扱いを行う際には、主任検査官及び検査局担当課（財務局においては、検査担当課。以下同じ。）との間の協議等を行うとともに、被検査金融機関への説明に配慮しなければならない。
- (3) 本基本指針における実施手続等は、被検査金融機関の理解と協力を前提として定められており、そうした前提がない場合には別途の対応が求められる。

1 適用範囲

本基本指針は、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、協同組合による金融事業に関する法律、労働金庫法、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、預金保険法、保険業法、金融商品取引法並びに投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、金融庁及び金融庁長官から委任を受けて財務局が実施する検査等に対して適用する。

(注) 共管金融機関に対する検査権限を有する他の省庁、都道府県の検査実施部門、預金保険機構及び証券取引等監視委員会（以下「他省庁等」という。）と同時に検査を実施する際には、本基本指針の趣旨を踏まえつつ、他省庁等と協議のうえ、別途の対応が可能である。

## 2 金融モニタリング基本方針等

金融庁検査局は、監督局と連携して、毎事務年度当初に金融モニタリング基本方針を策定する。

金融モニタリングの実施に当たっては、本基本指針、金融モニタリング基本方針等に即し、以下の種類の検査を機動的・効果的に活用し、メリハリのある検査の実施に努める。

このため、検査部局は、監督部局に対して各金融機関に関する十分かつタイムリーな監督上の情報の提供を求め、その有効な活用に努める。

### (1) 総合検査

経営管理態勢、金融円滑化管理態勢、各種リスク管理態勢等の適切性及び金融機関の経営実態を総合的・一体的に検証するもの。

### (2) 部分検査

経営管理態勢、金融円滑化管理態勢、各種リスク管理態勢等の適切性及び金融機関の経営実態を特定の分野及び事項に焦点を絞って検証するもの。

## 3 実施手続

検査等は、原則として、以下の手続に基づき実施する。ただし、検査の状況等により、主任検査官及び検査局担当課との間の協議等のうえ、機動的な対応を行うことを妨げない。

### 3－1 立入検査開始前

#### (1) 予告

検査の効率性の観点から、原則として、被検査金融機関に対して立入開始前に予告を行う。

ただし、実効性のある実態把握の確保の観点から、必要と認める場合には、無予告で検査を実施することができる。

(注) 利用者保護の確保及び利用者利便の向上の観点から、必要に応じ、金融庁及び財務局のウェブサイト（ホームページ）上の検査情報受付窓口において、予告日（無予告の場合は、立入開始日）以降立入終了日までの間、被検査金融機関名を公表し、当該被検査金融機関に関する情報を広く一般から受け付ける。

#### (2) 予告から立入検査開始までの期間

予告を行う場合、検査班及び被検査金融機関双方の準備が可能となる立入開始予定日を被検査金融機関に通知する。

また、上記通知の際には、検査通知書（検査通知書に立入開始予定日が明記されていない場合には、検査実施連絡書）を交付する。その際、立入を行う検査官名を伝達する（検査途中で変更があれば、その都度、伝達する。）。

なお、当該通知後、自然災害の発生等やむを得ない事情等により、検査の実施が困難になったと認められる場合等には、立入開始を変更又は中止することができる。

#### (3) 事前に資料等を求める際の留意事項

主任検査官は、予告後、立入開始前に、被検査金融機関に対して、事前に求める資料等の記載内容等を説明し、提出期限等を示して資料等を求める。事前に資料等を求めるに当たっては、以下に定める点に十分留意するとともに、監督部局で被検査金融機関より徴求した資料等の活用に努め、当該事前に求める資料等は必要なものに限定する。

イ．原則、被検査金融機関の既存資料等を活用する。

ロ．提出を求める資料等については、主任検査官が、予め、目安として一定の様式等を口頭又は書面により提示するが、これを踏まえ被

検査金融機関より提出される資料等は、必要とする記載内容等を満たす限り、その様式を問わず受領する。

- ハ．検査遂行に支障が生じない限り、電子媒体による資料等の受渡し又は提出、検査会場における資料等の備え置きなどの対応を認める。
- ニ．提出期限の設定に当たっては、被検査金融機関等の対応能力や事務負担に配慮する。

#### (4) 被検査金融機関に対する重要事項の事前説明等

主任検査官は、立入開始前に（無予告の場合は、立入開始後、速やかに）、以下の対応を行う。なお、その際、必要に応じて、被検査金融機関の承諾を得て、被検査金融機関の施設内で説明等を行うことができる。

- イ．被検査金融機関に対して別紙に定める重要事項について説明を行い、立入初日までに（無予告の場合は、立入開始後、速やかに）、代表権を有する役員より承諾を得る。
- ロ．検査の円滑な実施の観点から、必要な庶務事項等について被検査金融機関と協議する。
- ハ．必要に応じて、被検査金融機関より、経営状況の概要の説明を受ける。

### 3－2 立入検査中

#### (1) 検査命令書等の提示

主任検査官は、無予告で実施する立入検査の開始に際しては、被検査金融機関の役員その他の責任者に対して、検査命令書及び金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書を提示して、検査を行う旨を告げなければならない。その際、立入を行う検査官名を伝達する（立入途中で変更があれば、その都度、伝達する。）。

また、予告・無予告を問わず、立入中、関係人の請求があったときには、金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書を提示する。

#### (2) 内部監査・監査役等監査との関係

検査の実施に当たっては、「補強性の原則」を踏まえ、以下の点などにより、被検査金融機関の内部監査の有効性を十分確認（注1）し、

内部監査が有効に機能していると認められる項目については、その機能の程度に応じ、例えば、実地調査、自己査定を検証に当たっての抽出範囲等の取扱いについて検査の効率化を図る。

イ． 前回検査の結果

ロ． 検査・監督部局により実施される検査結果フォローアップ及び内部監査に係るオフサイト・モニタリングの内容

ハ． 検査の過程（立入開始前も含む）における検証

他方、内部監査の有効性に疑義が認められる場合には、被検査金融機関の健全性全般に対する重点的な検査に努める。

また、内部監査の有効性に問題が認められる場合には、被検査金融機関に対し、自己責任原則に基づく内部管理・外部監査が適切に行われるよう促す観点から、当該問題点を的確に指摘する（注２）。

なお、内部監査機能の有効性を検証するに当たっては、監査役等監査が、経営陣の業務執行（内部監査を含む）に係る監査を通じ、金融機関の経営の健全性及び適切性の確保全般に重要な役割を担っていること、この中で監査役等監査が内部監査と連携を行い、これを活用する場合があること等から、監査役等監査の結果も活用する。

（注１）内部監査の有効性の確認に当たっては、例えば、以下の点を考慮する。

- ・ 被検査金融機関における内部監査の位置付け（権限・陣容・体制）、内部監査の方針・計画、監査結果、監査結果に基づく改善状況等
- ・ 監査役等監査の結果
- ・ 被検査金融機関自らの内部監査の有効性に対する認識（第三者機関（外部監査を含む。）により内部監査の有効性の評価を受けている場合にはそれに対する被検査金融機関の認識を含む。）

（注２）内部監査の有効性に重大な問題が認められる場合には、内部監査が内部管理態勢等の適切性及び有効性を検証するプロセスであることに鑑み、内部管理態勢に問題がないかについて十分な検証が必要となることに留意する。

### （３）会計監査人との意見交換

検査の実施に当たっては、効率的で実効性のある実態把握の観点から、必要に応じ、外部監査結果等を活用する。

また、主任検査官は、検査の必要に応じ、会計監査人に意見交換の申入れをする。

会計監査人から要請があった場合には、被検査金融機関の監査機能等の充実に資する観点から、特段の事情のない限り意見交換に応じる。

なお、意見交換の実施に当たっては、以下の点に留意する。

- イ．被検査金融機関及び会計監査人の同意を得る。
- ロ．意見交換の実施に先立ち、当該意見交換の場における会計監査人と被検査金融機関との間での守秘義務が解除されていることを確認する。
- ハ．意見交換に当たっては、
  - ・ 立入初期の段階においては、被検査金融機関に対する外部監査の状況及び経営実態に関する会計監査人の認識等を確認し、
  - ・ 検証に進展がみられた段階においては、検査班が把握した問題点、その判断根拠等を会計監査人に伝え、これらの点に関する会計監査人の見解を直接確認し、両者で十分な意見交換を行う。
- ニ．意見交換は、被検査金融機関の会計監査や金融商品取引法に基づく内部統制監査と検査とが共通に対象とする事項について行う。

#### (4) 資料等を求める際の留意事項

検査官は、被検査金融機関の業務の的確な実態把握及びその適切性の検証を行う観点から、随時、資料等を求めることができる。

資料等の提出方法については、検査遂行に支障が生じない限り、電子媒体による受渡し又は提出、検査会場への備え置きによる提出等認める。

また、検査官は、資料等を求めるに当たっては、原則、被検査金融機関の既存資料等を活用するが、既存資料等以外の資料等を求める際には、以下の点や効率的・効果的な検査の実施の観点を考慮しつつ、主任検査官の承認の下でこれを行う。

- イ．資料等の必要性や重複を十分検討のうえ、必要な限度とする。
- ロ．提出を求める資料等は、必要とする記載内容等を満たす限り、その様式を問わない。

ハ．提出期限の設定に当たっては、被検査金融機関等の対応能力や事務負担に配慮する。

被検査金融機関の担当者等が、資料等の提出を、合理的な理由なく遅延していると認められる等の場合は、主任検査官は、この旨を被検査金融機関の役員に告げ、改善を求める。

#### (5) 検証

検査官は、立入中における検証に当たっては、以下の点に留意する。

イ．被検査金融機関との間における「双方向の議論」が重要であることを十分に認識し、相手の説明及び意見をよく聞くとともに、当方の考え方を伝える場合には、その根拠等も添えて説明しなければならない。

なお、被検査金融機関の担当者等が、明らかに不合理な説明を繰り返す等の場合には、円滑な検査の実施の観点から、主任検査官は、被検査金融機関の役員に改善を求める。

ロ．主任検査官が被検査金融機関に対して指摘を行う場合又は当該指摘に対する被検査金融機関の認識の確認を行う場合は、指摘及びそれに対する認識の明確化を図るため、書面を利用する。その際は、電子媒体による受渡し等による効率化に留意する。

ハ．主任検査官が、被検査金融機関に対して法令違反等重大な指摘を行う場合には、事前に検査局総務課（財務局においては、検査担当課。以下同じ。）に照会を行う。

ニ．指摘に当たっては、将来の融資判断等に関与したり、今後の一定の経営判断や行為を求めることがないよう留意する。

#### (6) 実地調査

被検査金融機関の実態把握やその業務の適切性の検証を効果的に行うために、必要に応じて、検査官が、被検査金融機関の役職員が現に業務を行っている施設、資料保管場所等に直接赴き、原資料等を適宜抽出・閲覧等を行いつつ、業務運営について調査（以下「実地調査」という。）を実施する。

実地調査の実施に当たっては、検査が被検査金融機関の任意の協力に基づくものであることに留意し、被検査金融機関の物件を閲覧し、

又は、提出を受ける際には、その承諾を得るとともに、以下の要領で行う。

なお、被検査金融機関の担当者等が実地調査に対して不適切な対応をしていると認められる場合には、主任検査官は、この旨を被検査金融機関の責任者に告げ、改善を求める。

- イ．実地調査は、検査の効果的な実施の観点から、原則として、無予告とする。ただし、検査上の必要性、事務量、前回検査結果等を勘案のうえ、対象場所、日程等について、事前に被検査金融機関に通知することができる。
- ロ．主任検査官は、実地調査の実施に当たっては、以下の点を検査官に周知徹底する。
- ① 実地調査の実施が、極力、被検査金融機関の営業に支障が生じないように配慮する。
  - ② 役職員のプライバシーに関する個人所有物など、業務に係る物件以外の物件について、閲覧を求めない。業務に係る物件かそれ以外の物件かの判断が困難な場合は、相手方の承諾を得たうえで、その判断に必要な限度で確認を行い、判断する。
  - ③ 調査は複数の検査官をもって行うものとし、被検査金融機関の責任者等一人以上を立ち合わせる。
- ハ．主任検査官は、実地調査に着手した際には、検査局総務課に連絡する。
- ニ．実地調査の実施に当たっては、対象とする施設等に置かれている全ての業務に係る物件の中から、検査に必要な原資料等を適宜抽出したうえで、閲覧を求める。
- ホ．上記ニにおいて閲覧を求めた原資料等を、実地調査を行う施設等以外に持ち出す等の場合には、管理簿などで適切に管理する。

#### (7) 立入検査終了手続（エグジット・ミーティング）

主任検査官は、立入終了に当たり、被検査金融機関の役員との間で、以下の対応を行う。

イ．上記(5)の規定に即して行われた書面によるやりとり等を含め、被検査金融機関との間での議論の状況を確認する。

ロ．特に、立入の過程で把握した事実関係については、その内容に両

者の間で認識の相違がないことの確認を十分行う。

- ハ． そのうえで、主任検査官より立入を通じて把握した問題点等を伝達し、これに対する金融機関の認識を聴取し、その時点での主任検査官と被検査金融機関との間の認識の一致及び相違を確認する。この確認に当たっては、原則として、書面を利用しつつ、明確化を図る。
- ニ． 検査部局としての最終的な見解は検査結果通知により示される旨、及び立入検査は終了しても検査自体は検査結果通知まで継続する旨を被検査金融機関に伝達し、今後の手続について説明を行う。あわせて、検査モニター（アンケート方式。下記（10））についても再度説明を行う。また、主任検査官と被検査金融機関との間で認識が相違した項目（以下「意見相違項目」という。）がある場合には、意見申出制度（下記3－3（1））について十分に説明を行う。

（注）検査は、検査実施日（予告を行う検査の場合は予告日、無予告で行う検査の場合は立入開始日）より開始し、検査結果通知をもって終了とする。

#### （8）立入検査の中断

以下の場合等において、立入検査を中断することができる。

- イ． 被検査金融機関側の作業に長期間を要するとき、一旦帰庁し、立入現場における検証内容について、とりまとめ分析を行うことが効率的であるとき等、立入中断が効率的な検査の実施の観点から適切と認められる場合
- ロ． 自然災害、大規模なシステムダウン、下記（9）へに規定する行為等の重大な事由の発生により検査の継続が困難であると認められる場合

#### （9）その他の留意事項

- イ． 主任検査官は、立入中、被検査金融機関との間で、定期的に以下の点について、双方向の情報・意見交換を行う。
  - ① 検査の進捗状況
  - ② 被検査金融機関の検査対応の状況
  - ③ 検査実施に関する要望事項

なお、主任検査官は、被検査金融機関の求めに応じ、立入終了を見込むことが可能な段階で、その立入終了見込みを示すことができる。

ロ．検査の実施に当たっては、その状況の変化等に応じ、事務分担の変更及び検査官相互の協力を図るなど、臨機応変の対応に努める。

また、金融コングロマリット等同一金融グループ内の複数の金融機関を同時期に検査する場合には、各検査班は、相互に必要な連携を図るなど、検査の効率的・効果的な実施に努める。

ハ．被検査金融機関からの申出による立入検査への第三者立会いについては、特段の事情があると主任検査官が判断する場合を除き、これを認めない。

ニ．被検査金融機関の役職員等に対し、質問を行う場合又は資料等を求める場合には、原則として、役職員等の就業時間内に行う。ただし、やむを得ず就業時間外に行う必要があると主任検査官が判断した場合であって、相手方の了解を得た場合は、この限りでない。

ホ．主任検査官は、被検査金融機関の経営の健全性、リスク管理態勢等の状況などに応じて、実地調査、自己査定の検証に当たっての抽出範囲等の取扱いを検討する。

ヘ．主任検査官は、答弁拒否、虚偽答弁、検査拒否、検査妨害又は検査忌避に該当するおそれがある行為が見出された場合には、速やかに検査局総務課長（財務局においては、検査総括課長等）にその旨を報告し、指示を仰ぐ。

なお、主任検査官は、被検査金融機関に対し、立入中における保存文書の廃棄等検査対応上留意すべき行為について疑問がある場合は、主任検査官に確認を行うことができる旨を説明する。

ト．検査部局は、検査による的確かつ効率的な実態把握や被検査金融機関等の事務負担の軽減の観点を考慮し、提出を求める資料等について適時・適切な見直しに努める。

#### (10) 検査モニター

本基本指針の適切な運用を確保し、検査マニュアルの機械的・画一的な運用を防止する等の観点から、必要に応じ、検査局・財務局幹部が被検査金融機関より直接、または、アンケート方式により意見を聴

取する（以下「検査モニター」という。）。

検査モニターにより聴取された意見については、その事実関係を確認し、上記目的を踏まえ、必要に応じ、主任検査官に指示を行うとともに、今後の検査業務の参考とする。

### 3－3 立入検査終了後

#### (1) 意見申出制度

金融検査の質的水準及び判断の適切性の更なる向上を図り、もって金融検査に対する信頼を確保することを目的として、「意見申出制度」を実施する。

意見相違項目について、被検査金融機関から検査局長宛に意見申出が提出された場合には、検査局の意見申出審理会が審理を行う。

意見申出審理会は、立入を行った検査官以外の検査局幹部及び外部の専門家で構成し、当該意見相違項目について専門的・中立的立場から審理を行う。

主任検査官は、立入開始前に（無予告の場合は、立入開始後、速やかに）、被検査金融機関に対し制度の内容を説明し、さらに、立入終了の際に意見相違項目の有無について被検査金融機関に確認のうえ、必要に応じ、制度の詳細について説明する。

#### (2) 検査結果通知書の交付等

主任検査官は、立入終了後速やかに、検査を通じ把握した事項、問題点等を取りまとめた検査報告書（検査結果通知案）を作成する。

検査局長（財務局においては、財務局長、福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長）は、本報告書その他検査における検証内容を審査し、上記意見申出に関する審理結果がある場合にはその結論等を十分に踏まえ、検査結果通知書を作成し、被検査金融機関に交付する。（なお、被検査金融機関を子会社とする金融持株会社に対し、必要に応じて被検査金融機関の検査結果通知書（写）を交付する。）

その際、被検査金融機関に対して、検査部局に対し検査結果通知書の内容について照会を行うことができる旨を説明する。

なお、検査結果通知書の交付は、迅速な審査のうえ、立入終了後、出来る限り早期に行う。

(3) 検査結果通知に関する監督部局との連携

検査部局は、検査結果通知書の内容等の監督部局への十分な説明に配慮する。

また、銀行法、保険業法等に基づき検査結果通知を踏まえた監督上のフォローアップが行われる場合には、審査担当官（必要に応じ、検査官等）が、監督部局からの要請に基づき、検査結果通知書の内容の確認を行うため、被検査金融機関からのヒアリングに同席する。

4 情報管理

(1) 個別検査等内容の不開示理由

個別の金融機関に対する検査等の内容については、以下の理由から不開示とする。

- イ．被検査金融機関やその取引先の権利、競争上の地位やその正当な利益を害するおそれがある。
- ロ．将来の検査一般において、正確な事実の把握を困難にするなど、検査の実効性を損ねるおそれがある。
- ハ．被検査金融機関に多大な影響を及ぼすのみならず、金融情勢全般に不測の影響を与えるおそれがあり、金融システム全体の安定性が確保されないおそれがある。

(2) 検査等情報管理上の留意点

検査官等職員は、検査等に関する情報を、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に即して、適切に管理する。その際、特に、以下の点に配慮する。

- イ．検査等の実施に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ロ．検査等に関する情報を検査・監督の目的以外には使用（ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。）してはならない。
- ハ．とりわけ、金融機関の秘密事項及び顧客のプライバシー等に係る情報の取扱いについては、細心の注意を払う。

(3) 主任文書管理者等による実態把握等

主任文書管理者等及び主任検査官は、検査部局の各職員が上記の点を含め、適切に情報を管理しているかを把握し、必要に応じて、適切な措置を講ずる。

(注) 主任文書管理者等とは、金融庁行政文書管理規則で定める主任文書管理者、文書管理者（財務局においては、財務局文書管理規則等で定める文書管理者）をいう。

#### (4) 検査関係情報及び検査結果通知書の内容の取扱い

検査関係情報（注1）及び検査結果通知書の内容は、「検査部局の判断」等を含むものであり、検査の実効性の確保等の観点から守秘義務の対象となる情報として、検査部局の責任でこれらの管理を行う必要がある。このため主任検査官は、立入前に（無予告の場合は、立入開始後、速やかに）、被検査金融機関に対して、検査関係情報及び検査結果通知書の内容について、検査部局の事前の承諾なく、検査・監督部局又は被検査金融機関以外の第三者（注2）に開示してはならない旨を説明し、立入初日までに（無予告の場合は、立入開始後、速やかに）、この旨の承諾を得る。

(注1) ここでいう「検査関係情報」とは、検査中の、検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と被検査金融機関の役職員等との間のやりとりの内容をいう。

(注2) ここでいう「第三者」には、被検査金融機関の経営全般を管理する立場にある持株会社（銀行法第2条に規定する銀行持株会社及び保険業法第2条に規定する保険持株会社）、親会社及び海外本店等（外資系金融機関の場合）のうち、所定の様式の承諾書を検査部局に提出している者は、原則として含まれない。

## 5 その他

### (1) 証券取引等監視委員会との連携

被検査金融機関が、金融商品取引業者等の異なる業態を含む金融コングロマリットを形成している場合等においては、これらグループ全体の統合的なリスク管理の状況を的確かつ効率的に検証（注）する観点等から、証券取引等監視委員会との間で、同時検査の実施も含め必要な連携を行う。

(注) 検証にあたっては、金融コングロマリット監督指針等を参照すること。

(2) 日本銀行との連携

検査等の実施にあたっては、日本銀行が実施する考査との間で、適切な連携の確保に十分配慮する。

(3) その他の金融機関等に対する検査等への適用

本基本指針の適用範囲外の金融機関等に対する検査等については、検査の目的、業態の特性等を踏まえつつ、本基本指針に準じて実施する。

6 施行日等

本基本指針は、平成 17 年 7 月 1 日から施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入を開始する）検査について適用する。

なお、平成 10 年 3 月 31 日付通達（蔵検第 1 4 0 号）「新しい金融検査に関する基本事項について」は、平成 17 年 7 月 1 日を以て廃止する。平成 17 年 6 月 30 日以前に予告を行った（無予告の場合は、立入を開始した）検査については、従前の例による。

(改正)

平成 26 年 7 月 3 日 一部改正

改正後の本基本指針は、平成 26 年 7 月 3 日から適用する。

(改正)

平成 27 年 7 月 1 日 一部改正

改正後の本基本指針は、平成 27 年 7 月 1 日から適用する。

なお、Ⅱ－４（４）（注 2）の承諾書については、平成 27 年 7 月 1 日以降に提出を受けた者については、被検査金融機関の経営管理体制等に変更が無い限り、それ以降の提出は要しない。

## 説明等事項一覧

「金融検査に関する基本指針（以下「本基本指針」という）」の「3-1（4）イ」に定める重要事項を以下のとおり定める。

### 1. 基本的な説明事項

- (1) 立入検査の根拠（法令根拠、検査命令書等）
- (2) 立入開始日、検査官名簿、検査の種類、主な検証範囲（自己査定の検証を行う場合には検査基準日も含む）

### 2. 立入検査開始までに（無予告の場合は、立入開始後、速やかに）調整する事項

- (1) 事前に提出を求める資料等の記載内容、提出期限、提出方法、資料作成に当たっての留意事項等
- (2) 円滑な立入検査を実施する観点から金融機関側に準備を要請する事項
- (3) 検査通知後における自然災害発生等の場合の対応
- (4) 被検査金融機関からの要望
- (5) 立入検査期間中の被検査金融機関との意思疎通の方法（本基本指針における「3-2（4）（5）（6）並びに（9）のイ、ニ及びト」等を参照のこと）

### 3. 立入検査における留意事項（役職員に周知を依頼する事項）

- (1) 本基本指針の内容
- (2) 検査関係情報、検査結果通知書の内容の取扱い上の注意（本基本指針における「4」を参照のこと）
- (3) 検査状況の経営陣への的確な報告
- (4) その他主任検査官が適切と判断する留意事項

### 4. 各種制度に関する説明事項

- (1) 検査モニター制度の内容
- (2) 意見申出制度の内容
- (3) 会計監査人との意見交換（会計監査人の金融機関に対する守秘義務解除の合意に係る依頼を含む）
- (4) 評定制度の取扱い